

(別添3) モデル定款・寄附行為例
特定医療法人の定款例

医療法人〇〇会定款 第1章 名称及び事務 第1条 本社は、医療法人〇〇会と称する。 第2条 本社は、事務所を〇〇県〇〇郡(市) 〇〇町(村) 〇〇番地に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本社は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設又は介護医療院)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。 第4条 本社の開設する病院及び診療所(並びに介護	・ 特定医療法人は、基金制度を採用することができないため、基金制度のある医療法人から特定医療法人になる場合は、拠出者に基金を返還し、定款から「基金」の章を削除することが必要であること。 ・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。 (以下、第4条、第5条及び第30条において同じ。)
--	---

老人保健施設又は介護医療院)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
- (2) ○○診療所 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
- (3) ○○園 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
- (4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市) ○○町(村)

2 本団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) ○○病院 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
(2) ○○診療所 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
(3) ○○園 ○○県○○郡(市) ○○町(村)
(4) ○○介護医療院 ○○県○○郡(市) ○○町(村)

第5条 本社は、前条に掲げる病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。

〇〇看護師養成所の経営

第3章 資産及び会計

第6条 本団の資産は次のとおりとする。

- (1) 本団体の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの）
- (2) 本団体に寄附された財産
- (3) 本団体の事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本団体の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第7条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1)
- (2)

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。

- ・本条には、医療法第42条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
- ・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。

- ・不動産、運営基金等重要な資産は、なるべく基本財産とすること。

ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第8条 本社の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社の経費を支弁する。 第9条 本社の資産は、理事会又は社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条 本社の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。 第12条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。 第13条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。 2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。 3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。 第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積	・ 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照） ・ 2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。
---	--

み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

第15条 本社の社員中、親族等の数は、社員総数の3分の1以下としなければならない。

第16条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。

2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第17条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第18条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

第19条 社員は、本社の資産の分与を請求することができない。

2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様とする。

第5章 社員総会

第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2回3月及び5月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会に付すべき事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を

・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・5分の1を下回る割合を定めることもできる。

・招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書

第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急

- ・第5条の業務がなければ掲げる必要はない。

を要する場合はこの限りではない。 2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。 第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第 27 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第 28 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。 第 6 章 役員 第 29 条 本団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6 名以上○名以内 うち理事長 1 名 常務理事 ○名 (2) 監事 2 名 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本団の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。 3 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。 第 30 条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 2 本団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。	・ 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合
--	--

3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本社の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。 第31条 理事長は本社を代表し、本社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。 2 理事長は本社の業務を執行し、 (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本社の業務を監査すること。 (2) 本社の財産の状況を監査すること。 (3) 本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社	は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照） ・ この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
---	---

員総会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

5 監事は、本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。

第 32 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第 29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第 33 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、決議することができない。

第 34 条 役員の報酬等は、社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。

- ・ 役員の報酬は、3,600 万円以下であること。
- ・ 役員の報酬等について定款にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）第 1 の 5 の (5) 及び第 1 の 7 の (4) 参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるの

第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。 (1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引 (2) 自己又は第三者のためにする本社との取引 (3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。 第 36 条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。 2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第 7 章 理事会 第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 第 38 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。 (1) 本社の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 理事長の選出及び解職 (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定 (5) 多額の借財の決定 (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定 (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定	で留意すること。 ・ 本条を規定するか否かは任意。
---	---

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。 3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。 4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。 5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。 第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、第 50 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に	・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。 ・ 過半数を上回る割合を定めることもできる。 ・ 理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。 ・ 本項を規定するか否かは任意。 ・ 署名し、又は記名押印す
--	---

署名し、又は記名押印する。

る者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。

第 43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。

第 8 章 評議員

第 44 条 本団に評議員 12 名以上〇〇名以内を置く。

第 45 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2 倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の 3 分の 1 以下としなければならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第 46 条 評議員の任期は 2 年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 47 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 9 章 評議員会

第 48 条 理事長は、定時評議員会を、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を

請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第49条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第50条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年 5月
4 定款の変更 5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本団体の解散 8 定款第5条に関する事項 9 他の医療法人との合併 10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時

第51条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

- 2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第52条 評議員は、評議員会において各1個の議決権及び選挙権を有する。

第 53 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 55 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

第 10 章 証明書等の提出

第 57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第 11 章 定款の変更

第 58 条 この定款は、第 22 条、第 41 条第 2 項及び第 50 条の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第 12 章 解散及び合併

第 59 条 本社は、第 3 条に規定する目的たる業務の

・ 証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第 13 条第 3 項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第2項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第60条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、総会の議決によって社員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、〇〇県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(1) 現務の結了

(2) 債権の取立て及び債務の弁済

(3) 残余財産の引渡し

第61条 本団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。

第62条 本団は、総社員の同意があるときは、〇〇県知事の認可を得て、他の団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第13章 雑則

第63条 本団の公告は、

(例1) 官報に掲載する方法

(例2) 〇〇新聞に掲載する方法

(例3) 電子公告（ホームページ）

によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新

- ・ 国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。
- ・ 「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。

聞)に掲載する方法によって行う。					
第 64 条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て定める。					
附則					
本社团設立当初の役員は、次のとおりとする。					
理事長	○	○	○	○	・本定款例により、新規に 社团を設立する場合には、 「 附則 本社团設立当時の役員は、 次の通りとし、その任期は、 〇〇〇までとする。 理事(理事長) 〇〇〇〇 〃 (常務理事)〇〇〇〇 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
常務理事	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
理事	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	
監事	○	○	○	○	
同	○	○	○	○	

特定医療法人の寄附行為例

医療法人〇〇会寄附行為 第 1 章 名称及び事務所 第 1 条 本財団は、医療法人〇〇会と称する。 第 2 条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。 第 2 章 目的及び事業 第 3 条 本財団は、病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。 第 4 条 本財団の開設する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (4) 〇〇介護医療院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） 第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老	・ 事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。 ・ 病院または診療所のいずれか一方を経営するときは、経営する方を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条及び第 30 条において同じ。） ・ 本条には、医療法第 42
--	---

人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。 (1) 本財団の設立当時の財産（別紙財産目録に掲げるもの） (2) 本財団に寄附された財産 (3) 本財団の事業に伴う収入 (4) その他の収入 2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。 第7条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) …… (2) …… (3) …… 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。 第8条 本財団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本財団の経費を支弁する。 第9条 本財団の資産は、理事会又は評議員会で定めた方法によって、理事長が管理する。 第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。 第11条 本財団の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。 第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり	条の規定に基づいて行う業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合は、以下の各条文が繰り上がることになる。 ・任意に1年間を定めても
---	--

翌年3月31日に終る。

差し支えない。(法第 53 条参照)

第 13 条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、評議員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け出なければならない。

第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 評議員

第 15 条 本財団に評議員12名以上〇〇名以内を置く。

第 16 条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者

(2) 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に関して識見を有する者

(3) 医療を受ける者

(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

第 17 条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠により就任した評議員の任期は、すでに就任している他の評議員の任期と同時に満了するものとする。

第 18 条 本財団は、評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 19 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

第 5 章 評議員会

第 20 条 理事長は、定時評議員会を、毎年 2 回 3 月及び 5 月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の 5 分の 1 以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知しなければならない。

第 21 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第 22 条 次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意を得なければならない。

1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	毎年 3 月
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の決定	
3 前年度決算の決定	毎年

・ 本条を規定するか否かは任意。

・ 5 分の 1 の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

・ 招集の通知は、寄附行為で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

	5 月	
4 寄附行為の変更 5 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） 6 事業計画及び収支予算の重大な変更 7 本財団の解散 8 理事及び監事の選任、辞任の承認 9 寄附行為第 5 条に関する事項 10 他の医療法人との合併 11 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	随時	第 5 条の業務がなければ、掲げる必要はない。
第 23 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。 2 評議員会の議事は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。 第 24 条 評議員は、評議員会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。 第 25 条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。 第 26 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。 第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 第 28 条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。 第 6 章 役員 第 29 条 本財団に、次の役員を置く。 (1) 理事 6 名以上○名以内 うち理事長 1 名		

常務理事 ○名 (2) 監事 2名 2 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。 3 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。 第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選出する。 2 本財団の開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院及び診療所（並びに介護老人保健施設又は介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えないといけない。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるものではない。 4 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の1以下としなければならない。 第31条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。	・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第46条の5第6項参照）
---	--

2 理事長は本財団の業務を執行し、 (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。 (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるときは、その職務を行う。 4 監事は、次の職務を行う。 (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを〇〇県知事、評議員又は理事会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。 (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。 5 監事は、本財団の理事又は職員（本財団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。 第32条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務	・この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできない。
--	--

を有する。

第 33 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 34 条 役員の報酬等は、評議員会の決議によって別に定めるところにより支給する。

第 35 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引
- (3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しな

・ 役員の報酬は、3,600 万円以下であること。

・ 役員の報酬等について寄附行為にその額を定めることも可能（詳細については、「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号）第 1 の 5 の (5) 及び第 1 の 7 の (4) 参照）であるが、実際に支給する役員報酬等の金額がその役員の職務の内容に照らし高額と認められる場合には特別の利益を与えていることになるので留意すること。

なければならない。

第 36 条 本財団は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

第 37 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 38 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第 39 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員

・ 本条を規定するか否かは任意。

・ 1 週間を下回る期間を定めることもできる。

の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。 第 40 条 理事会の議長は、理事長とする。 第 41 条 理事会の決議は、法令又はこの寄附行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2 前項の規定にかかわらず、第 22 条の表の左欄に掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。 第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。 第 43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。 第 8 章 証明書等の提出 第 44 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 2 号及	・ 理事については、議決権を他の者に委任して行使させる事実があるときは、その運営組織が適正であると認められないことになっているので、留意すること。 ・ 本項を規定するか否かは任意。 ・ 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。 ・ 証明書については、都道府県及び地方厚生局へ申請し、証明手続を行う必要があることから、その手続の期間を考慮し、各
---	--

び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

第9章 寄附行為の変更

第45条 この寄附行為は、第22条及び第41条第2項の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得なければ変更することができない。

第10章 解散及び合併

第46条 本財団は、〇〇〇〇〇の場合は、第22条及び第41条第2項の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第47条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

事業年度が終了した後、速やかに申請手続をすること。なお、証明に係る添付書類として決算関係書類を地方厚生局へ提出する必要があるが、これは第13条第3項の医療法上の届出の規程にかかわらず、決算の確定については各事業年度が終了した後、早急に行うよう十分注意すること。

・本条には、医療法第55条第3項第1号の規定に基づき、とくに定めるべき解散事由があれば掲げること。同第2号に掲げる事由については、とくに本条に掲げる必要はない。

第 48 条 本財団が解散したときの残余財産は、国若しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せしめるものとする。 第 49 条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、〇〇県知事の認可を得て、他の財団たる医療法人又は社団たる医療法人と合併することができる。 第 1 1 章 雑則 第 50 条 本財団の公告は、 （例 1）官報に掲載する方法 （例 2）〇〇新聞に掲載する方法 （例 3）電子公告（ホームページ） によって行う。 （例 3 の場合） 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。 第 51 条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。 附則 本財団設立当初の役員は、次のとおりとする。 <table><tr><td>理事長</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>常務理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>理事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>監事</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>同</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	理事長	○	○	○	○	常務理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	理事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	同	○	○	○	○	監事	○	○	○	○	同	○	○	○	○	・ 国、地方公共団体、同種の医療法人のいずれかを選択しても差支えない。 ・ 「同種の医療法人」は財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めがないものに限る。
理事長	○	○	○	○																																										
常務理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
理事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										
監事	○	○	○	○																																										
同	○	○	○	○																																										

	・ 監事 〇〇〇〇 〃 〇〇〇〇」 とすること。
--	--